

## 駒澤大学体育会ラグビーフットボール部 OB・OG 会会則(2019年12月15日施行予定案)

### 第1条【名称】

本会は、駒澤大学体育会ラグビーフットボール部(以下、駒澤大学体育会ラグビー部という)OB・OG会と称する。

### 第2条【本部・事務局】

本会の本部は、東京都世田谷区宇奈根1-1-1駒澤大学体育会ラグビー部内に置く。  
本会の事務局および事務局会計は、役員会で審議の上、設置場所を決定する。

### 第3条【会員】

本会の会員は、本会会則を承認した者とし、次の会員をもって組織する。

#### (1)正会員

- ・駒澤大学体育会ラグビー部出身であって、駒澤大学を卒業した者
- ・駒澤大学に在籍し、駒澤大学体育会ラグビー部活動に参加したことがあって、2名以上の会員の推薦があり、かつ役員会で承認された者

#### (2)名誉会員

- ・所属や身分を問わず、駒澤大学体育会ラグビー部ならびに本会の発展に多大なる貢献を行った者であって、2名以上の会員の推薦があり、かつ役員会で承認された者

### 第4条【会員資格の喪失】

本会の会員は、次の場合にその資格を失う。

- (1)退会の希望を本会事務局に届け出、会長の承認を得た時
- (2)死亡、または本会が解散した時
- (3)本会の名誉および品位を傷付け、また本会の目的に反する行為があったと役員会が判断した時
- (4)長期にわたり継続して年会費を納めない、または多年にわたり正当な理由なくして本会に対して音信不通となる時

### 第5条【目的・事業】

本会は、会員相互の親睦を図り、駒澤大学体育会ラグビー部ならびに本会の発展に努力し、ひいては母校の発展に寄与することを目的として、次の事業を行なう。

- (1)駒澤大学体育会ラグビー部および部員への支援
  - ・国内外合宿、遠征、競技に関わる備品の購入、その他活動に必要な費用等の援助
- (2)駒澤大学体育会ラグビー部部長、監督、コーチ、その他スタッフへの支援
  - ・活動に必要な費用等の援助
- (3)駒澤大学体育会ラグビー部ならびに本会の活動に関する内外への広報活動
- (4)駒澤大学体育会ラグビー部ならびに本会、駒澤大学に関係する団体、組織等との親睦交流活動
- (5)会員総会および役員・事務局会合の開催
- (6)会員相互の親睦のための会合、本会に関わる記念行事等の開催
- (7)会員名簿の作成、管理
- (8)その他、本会目的遂行に必要な事業

### 第6条【役員・事務局】

本会の役員・事務局は、次のとおりとする。

- (1)会長1名
- (2)副会長 若干名
- (3)幹事長1名
- (4)幹事3名以上

- (5)事務局長1名
  - (6)事務局会計1名
  - (7)事務局広報1名
  - (8)事務局員2名以上
  - (9)監査2名
  - (10)相談役 若干名
- ただし、必要に応じて、顧問を置くことが出来る。

#### **第7条【役員・事務局の選出方法】**

役員を選出方法は、次のとおりとし、会員総会にて選任される。

- (1)前条(4)の幹事は、会員の中から、日頃本会の活動に積極的に参加できる者で構成するものとし、自薦他薦を問わず会長が認めた者とする。
- (2)前条(1)の会長、(2)副会長、(3)幹事長、(5)事務局長、(6)事務局会計、(7)事務局員、(9)相談役は、役員相互により選出され、重任を妨げない。
- (3)前条(8)の監査は、会員内及び第三者より選出され、他のいかなる職務も兼務することは出来ない。
- (4)顧問は、役員会にて推挙される。

#### **第8条【役員・事務局の職務】**

役員職務は、次のとおりとする。

- (1)顧問及び相談役は、本会の活動に関し、会員からの相談を受け、大所高所の見地から意見を述べることが出来る。
- (2)会長は、本会を代表し本会会務を統括する。また、役員会を組織し、会員総会において承認された事項に基づく本会活動の最高執行責任者となる。
- (3)副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (4)会長、副会長ともに事故ある時は、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- (5)幹事長は、幹事とともに第5条に掲げる本会の事業を企画、実行する。
- (6)幹事は本会の活動の主体となる。
- (7)事務局長は、事務局会計・事務局広報・事務局員とともに、本会の活動に関する事務、年会費の徴収、および会計業務、本会内外への広報活動、他関係団体との渉外業務などを行う。
- (8)監査は、本会活動および会計業務の状況を監査し、総会にて会員に報告する。

#### **第9条【役員・事務局の任期】**

役員任期は、次のとおりとする。

- (1)役員任期は、2年とし、再任は妨げない。
- (2)役員に欠員が生じた場合は、役員会でこれを補充することが出来、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3)任期が満了しても、後任者が就任するまでの間は、前任者がその職務にあたる。

#### **第10条【会員総会】**

会員総会は、次のとおり開催する。

- (1)会員総会は、本会の最高決議機関であり会長が招集する。
- (2)定時会員総会は、年1回開催する。
- (3)臨時会員総会は、会長、副会長が必要と認めた時、または正会員の3分の1以上から付議事項の提示および要求があった時に開催する。
- (4)会員総会の招集は、会議の目的、日時、場所等を定め、事務局より全会員に通知する。
- (5)会員総会の決議は、出席者の過半数の同意で決する。ただし、可否同数の場合には、会長が採決する。

- (6) 会員総会に出席出来ない会員は、書面をもって総会における議決権行使を、会長に委任することが出来る。
- (7) 会員総会の議事録は、事務局長がこれを保管する。

#### **第11条 【会員総会の決議事項】**

会員総会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員・事務局の選任、および解任
- (2) 前年度事業計画、次年度事業計画
- (3) 前年度決算報告、次年度予算
- (4) 会則の変更
- (5) 年会費の額および徴収方法
- (6) 役員・事務局会合において必要と認められた事項
- (7) その他、本会の運営上、特に重要となる事項

#### **第12条 【役員・事務局会合】**

役員会は、次のとおり開催する。

- (1) 役員・事務局会合は、総会に次ぐ決議機関であり、特に緊急を要する事項に関しては、役員・事務局会合の決定を持って総会の決議に変えることが出来る。
- (2) 役員・事務局会合は、第6条の役員をもって構成し、必要であると認められた時は適時開催する。
- (3) 役員・事務局会合は、構成員の過半数の出席により成立し、委任出席も可とする。
- (4) 役員・事務局会合は、最低3回実施するものとする。  
開催時期は、2月(総会の決算)、9月(入金確認)、11月(総会準備)。5～7月に臨時招集を行う可能性がある。
- (5) 役員・事務局会合開催時において、会議室費用として年60,000円(会場費20,000円×3)を予算計上する。
- (6) 上記(5)開催時に会合出席者(役員及び事務局員)に対し、交通費として1回毎に1,000円を支払う。

#### **第13条 【経費】**

本会の経費は、次をもってこれに充てる。

- (1) 年会費
- (2) 寄付金
- (3) その他

#### **第14条 【年会費】**

前条(1)の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、原則として年額5,000円とする。ただし、現役のスタッフは免除する。  
年額については、会の財務状況・今後の活動内容等に応じて、変更することが出来る。  
その決定については、会員総会において決議される。
- (2) 顧問の年会費は、なしとする。
- (3) 70歳以上の会員については、年会費の支払いおよびその金額については任意とする。
- (4) 年会費は、口座振替システムを使用し、毎年7月27日(休日の場合は翌営業日)に会員各々の届け出口座より引き落とされるものとする。この方法以外は、毎年7月末日までに、直接下記のOB・OG会口座へ納金するものとする。
- (5) 年会費の徴収方法は、必要に応じて、上記(4)以外の方法を追加出来るものとする。

三菱東京 UFJ 銀行 神田駅前支店 普通0607598  
駒澤大学体育会ラグビー一部 OB 会 代表者 高木博徳

#### **第15条【駒澤大学体育会ラグビー部への最低補助金額の決定】**

- (1) 駒澤大学体育会ラグビー部への支援金については、2月開催の役員・事務局会合にて金額決定を行う。
- (2) 決定した金額における支援金については、春に実施予定のイベント時に駒澤大学体育会ラグビー部へ手渡しするものとする。

#### **第16条【10年毎の周年行事に向けた積立制度】**

- (1) 周年行事に向けて、本会主催で開催することを前提に、会費より毎年100,000円の積立を実施する。
- (2) 積立金の使用用途として会費600,000円及び記念品制作費用等を想定し、周年行事開催1年前の役員・事務局会合(11月開催時)にて用途決定を行うものとする。

#### **第17条【OB・OG 会入会記念品の贈呈及びその費用について】**

- (1) OB・OG 会入会者には、会員証及び記念品を贈呈する。
- (2) 既存入会者へも記念品については、初回作成時に限り贈呈する。
- (3) 会員証及び記念品の作成費用は、本会会費より拠出するものとする。

#### **第18条【会計年度】**

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

#### **第19条【補則】**

本会の会則施行に必要な細則は、別に定める。

付記(1) この会則は、2014年7月6日より施行する。

付記(2) 2019年12月15日改訂、施行。

■駒澤大学体育会ラグビー部 OB 会 組織図(2019年12月15日現在)

